

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年11月18日

【会社名】 テキサス・インスツルメンツ・インコーポレイテッド
(Texas Instruments Incorporated)

【代表者の役職氏名】 社長兼最高経営責任者
(President and Chief Executive Officer)
ハビブ・イラン
(Haviv Ilan)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 75243 テキサス州 ダラス
TI ブールバード 12500
(12500 TI Boulevard, Dallas, Texas 75243, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 加 納 さやか

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 加 納 さやか
同 武 部 太 河
同 徳 元 あす美

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行登録書の内容】

提出日	令和5年11月22日
効力発生日	令和5年11月30日
有効期限	令和7年11月29日
発行登録番号	5 - 外 1

発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 0円 (注1) 12億円 (注2) (注1) 新株予約権証券の発行価額の総額である。 (注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(予定)を合算した金額である。
発行可能額	0円 (注3) 444,513,474円 (注4) (注3) 新株予約権証券の発行価額の総額である。 (注4) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(予定)を合算した金額である。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和7年11月18日(提出日)である。

【提出理由】 令和5年11月22日付発行登録書について、令和7年11月18日に提出された外国会社臨時報告書を同発行登録書の参照書類とするため本訂正発行登録書を提出するものである。

【縦覧に供する場所】 日本テキサス・インスツルメンツ合同会社
(東京都港区港南1丁目2番70号 品川シーズンテラス)

【訂正内容】

訂正箇所には下線を付しております。

[訂正前]

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

< 中略 >

6 外国会社臨時報告書

- (1) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年9月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年5月21日に関東財務局長に提出
- (2) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年9月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年6月23日に関東財務局長に提出
- (3) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年9月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年8月20日に関東財務局長に提出
- (4) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年9月22日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年9月22日に関東財務局長に提出

< 後略 >

[訂正後]

第二部 参照情報

第1 参照書類

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

< 中略 >

6 外国会社臨時報告書

- (1) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年11月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年5月21日に関東財務局長に提出
- (2) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年11月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年6月23日に関東財務局長に提出
- (3) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年11月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年8月20日に関東財務局長に提出
- (4) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年11月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年9月22日に関東財務局長に提出
- (5) 4の外国会社報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和7年11月18日）までに、法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、外国会社臨時報告書を令和7年11月18日に関東財務局長に提出

< 後略 >